交通不便地域支援事業利用規約

第１章　総則

（規約の制定）
第１条　この規約は、交通不便地域支援事業に伴い、本事業の運用ならびに送迎バスを利用される方の利用を規定するものです。

（規約の適用）
第２条　この規約は、交通不便地域支援事業を利用されるすべての方に適用されます。
２　交通不便地域支援事業の利用者は、この規約を遵守するものとします。

（規約の変更）
第３条　市長は、いつでもこの規約を変更できるものとします。
２　この規約が変更された場合には、利用者は変更後の規約に従うものとします。

第２章　送迎バスの利用

（事業内容）
第４条　交通不便地域支援事業は、船橋市および各協力団体の協力により高齢者に対して送迎バスの空席や空き時間を利用することにより移動の支援を行う事業です。

（利用対象者）
第５条　交通不便地域支援事業利用対象者は、次の各号すべてに該当する方とします。
⑴　船橋市に居住していること。
⑵　満６５歳以上であること。
⑶　送迎バスに一人で乗降できること（ドアの開閉を含む）。ただし、自動車学校・教習所以外の路線については、介助者１名により、送迎バスの乗降が可能となる利用者につきましては、利用者１名と介助者１名まで乗車することができます。
※　介助者については、本人を証明できるものを携帯してください。
※　運行団体によっては車いす・歩行器等を持ち込めない場合があります。

（同意事項）
第６条　交通不便地域支援事業の利用者は、次の各号すべてに同意した方とします。
⑴　送迎バスに乗車中は運転者の指示に従い、安全な乗車に努めること。
⑵　空席状況や運行時間の遅延により乗車できない場合があること。
⑶　運行時刻は各協力団体の業務に合わせて設定されたものであり、時間に若干のずれが生じることがあること。
⑷　利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
⑸　自らの不注意による事故は、運転者及び各協力団体に対して、その責任を問わないこと。
⑹　市長が必要と認めたとき（緊急時等）は、利用申請書に記載された情報を各協力団体に提供すること。（情報はこの事業の目的以外には使用しません）
⑺　乗車中、同乗者から感染症等に感染する恐れがあること。

（利用手続き）
第７条　交通不便地域支援事業の利用者は、利用申請書兼同意書を船橋市建設局道路部道路計画課に提出して、パスカードの発行を受けてください。

（パスカード）
第８条　パスカードの記載事項に変更が生じた場合は、変更手続きをして変更前のパスカードは返還してください。

２　交通不便地域支援事業の利用を停止または休止する場合（利用対象外となった場合を含む）は、パスカードを返還してください。
３　パスカードを汚損や紛失した場合は、再発行手続きを行ってください。
４　パスカードを第３者に貸与、譲渡、売買等をすることはできません。

（利用金額）
第９条　交通不便地域支援事業の利用は、無料とします。

（利用方法）
第１０条　送迎バスへの乗降は、別に定める停車位置（通過ポイント）で行ってください。
２　乗車する際には、挙手によりバスを停車させ、運転者にパスカードを見せ、行き先を伝えてください。
３　降車の際には、降車する旨を運転者に伝えてください。

（運行路線）
第１１条　各協力団体の運行路線は、別表に示すとおりとします。

（運休日）
第１２条　運休日は、土曜日、日曜日、祝休日（年末年始含む）および協力団体が示す日とします。
２　船橋中央自動車学校の送迎バスについては、月曜日、運行団体が別に指定する休校日、１月から３月の水・木曜日の９時、１０時、１１時、１２時台の便を運休とします。
３　老人福祉センターの送迎バスについては、業務上、臨時運休する場合があります。

（利用時間）
第１３条　各路線の運行スケジュールは、別に定める運行表のとおりとします。

（利用停止）
第１４条　交通不便地域支援事業利用者が次の各号に該当する場合は、利用停止とします。
⑴　第５条に規定する対象者とならなくなった場合。
⑵　第６条に規定する同意事項に違反した場合。
⑶　前各号のほか、交通不便地域支援事業利用者として不適当であると、市長が認める場合。

第３章　その他

（事故）
第１５条　送迎バス運行中の事故等に係る賠償責任は、船橋市および各協力団体が負うものとします。
２　自動車学校・教習所送迎バス乗降時に被った傷害については、市が加入する傷害保険にて補償するものとします。

（バス路線内での乗降）
第１６条　交通不便地域支援事業で設置する運行路線のうち、有料にて運行するバス路線と重複している区間内で乗降することを禁止します（有料路線バスをご利用ください）。

（損害賠償）
第１７条　交通不便地域支援事業の不正な利用により協力団体または第３者が損害を被った場合は、利用者の責任と費用によりその損害を賠償していただきます。

（事業の変更および中止）
第１８条　各協力団体の協力および老人福祉センター送迎バスの空き時間により運営しているため、各協力団体が事業の継続が困難であると判断した場合や老人福祉センター業務に支障が認められる場合、交通不便地域支援事業の廃止または変更を行うことができるものとします。また、この

廃止および変更について、利用者は異議なく従うものとします。

（介助者）
第１９条　介助者は、次の各号すべてを守れる方とします。
⑴　利用者の介助を目的とし、それ以外の目的で乗車しないこと。
⑵　介助者単独での利用は、送迎のためであってもできないこと。
⑶　第６条について同意すること。
⑷　介助中に発生した事故等については、自己の責任において処理すること。

施行　平成１６年　２月　１日
改正　平成１７年　３月　１日
　　平成１７年１２月　１日
　　平成１８年　３月　１日
　　平成１８年１０月２７日
　　平成１９年　４月　１日
　　平成２０年　６月　１日
　　平成２１年　４月　１日
　　平成２３年　４月　１日
　　平成２４年　４月　１日
　　平成２５年　４月　１日
　　平成２６年　４月　１日
　　平成２７年　４月　１日
　　平成２８年　４月　１日
　　平成３１年　４月　１日
　　令和　２年　４月　１日
　　令和　３年　４月　１日
　　令和　５年　４月　１日
　　令和　６年　４月　１日
　　令和　６年　７月　１日
　　令和　７年　４月　１日
　　令和　８年　４月　１日

別表

運行団体	運行方面	主な行先
船橋中央自動車学校	飯山満駅・高根公団駅方面	飯山満駅・高根公団駅
	船橋日大前駅・北習志野駅方面	船橋日大前駅・北習志野駅
東老人福祉センター	薬円台・飯山満方面	医療センター
	飯山満・芝山方面	医療センター
	西習志野・芝山方面	医療センター
	西習志野・新高根方面	医療センター
	高根台・松が丘方面	医療センター
西老人福祉センター	行田・前貝塚方面	塚田駅
	馬込方面	医療センター
北老人福祉センター	坪井方面	船橋日大前駅・北習志野駅
	大穴方面	三咲駅
	みやぎ台方面	三咲駅
	二和方面	三咲駅
中央老人福祉センター	旭町方面	医療センター
	前貝塚方面	医療センター
	緑台・二和方面	医療センター